１．⑷①ハのうち、「令和７年３月31日」を「東日本高速道路株式会社が別に定める日」に改める。

１．⑷④を次のとおり改める。

④　一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における社会実験に関する割引

イ　割引をする自動車

ニに定める区間を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

割引額は次表のとおりとする。

⑴　木更津金田インターチェンジから浮島インターチェンジ方面へ通行する場合又は海ほたるパーキングエリアで転回する場合

時間帯	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
０時から４時まで及び20時から24時まで	1,280円	1,560円	1,840円	2,470円	4,000円
４時から13時まで及び19時から20時まで	960円	1,160円	1,360円	1,810円	2,900円
13時から19時まで	320円	360円	400円	490円	700円

⑵　浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジ方面へ通行する場合（海ほたるパーキングエリアで転回する場合を除く）

時間帯	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
０時から４時まで	1,280円	1,560円	1,840円	2,470円	4,000円
４時から５時まで及び７時から24時まで	960円	1,160円	1,360円	1,810円	2,900円
５時から７時まで	800円	960円	1,120円	1,480円	2,350円

ハ　実施する期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日までのうち土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日、１月２日並びに１月３日。

ニ　適用区間

東京湾アクアラインの浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間。

ホ　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は乗合型自動車（定期路線）割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。一の通行が本割引、平日朝夕割引、平日朝夕割引（コーポレート契約）、休日割引並びに一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、本割引のみを当該自動車に適用する。一の通行が本割引、深夜割引、障害者割引、二輪車定率割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

１．⑷⑤の次に次のとおり加える。

⑥社会実験「通勤パス」

イ　割引をする自動車

ハに定めるいずれかの期間内に、ニに定める区間内のインターチェンジ相互間を通行（ただし、本割引の適用を受けた一の日の４回目以降の通行を除く。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（以下「本契約」という。）がなされている場合に限る。）

ロ　割引を適用した後の料金の額

⑴　割引を適用した後の料金の額

イ）期間内の本割引の対象となる通行のうち⑵の利用可能額までの累計部分

A　北海道

次表に掲げる各適用区間は、ニ⑴に定める区間をいう。

適用区間	料金の合計額	
	軽自動車等	普通車
イ）に定める区間	7,600円	9,100円
ロ）に定める区間	5,600円	6,600円
ハ）に定める区間	3,500円	3,900円
ニ）に定める区間	2,600円	2,700円

B　新潟

次表に掲げる各適用区間は、ニ⑵に定める区間をいう。

適用区間	料金の合計額	
	軽自動車等	普通車
イ）に定める区間	14,600円	17,800円
ロ）に定める区間	13,100円	16,000円
ハ）に定める区間	7,600円	9,100円
ニ）に定める区間	4,300円	4,700円
ホ）に定める区間	11,900円	14,500円
ヘ）に定める区間	10,500円	12,700円
ト）に定める区間	5,000円	5,800円
チ）に定める区間	8,600円	10,400円
リ）に定める区間	7,200円	8,600円